

訪問介護（介護予防・日常生活総合事業）重要事項説明書

1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 089-951-0007（月曜日～土曜日 午前8:30～午後5:30）

※ ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

2 訪問介護ステーション アップル

（1）提供できるサービスの種類と地域

包括事業所名	在宅支援センター アップル
事業所名	訪問介護ステーション アップル
所在地	〒791-8067 松山市古三津4丁目625番地
介護保険指定番号	訪問介護(松山市 3870113697)
サービスを提供する地域	松山市城西地区（松山市地域包括支援センター三津浜、城北、垣生・余土、生石・味生、味酒・清水、雄郡・新玉の担当地区） *島しょ部を除く

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（2）同事業所の職員体制

	資格	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者兼 サービス提供責任者	介護福祉士	業務の一元的管理	1名		1名
サービス提供責任者	介護福祉士	訪問介護計画・介護予防型訪問サービス計画の作成及び訪問介護サービスの提供	1名		1名
訪問介護員	介護福祉士	身体介護・生活援助等の訪問介護サービスの提供	2名	1名	3名
	介護職員初任者研修			1名	1名

※ 職員の人数は、令和6年6月1日 現在のものです。

（3）営業日、営業時間

月～土 8:30～17:30

*12月31日～1月3日はお休みとさせていただきます。

(4) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 7:00～8:00	夜間 18:00～20:00
月～土	○	○	○

※ 時間帯により、利用者負担料金が異なります。

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介護 ・入浴介護 ・排泄介護 ・清拭 ・体位交換
- ・着替え ・離床 ・洗髪 ・通院 ・その他

(2) 生活援助

- ・買い物 ・調理 ・掃除 ・洗濯 ・整理整頓 ・その他

(3) ご負担いただく利用料金

①利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(利用表)の負担に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担になります。

【 料金表 (訪問介護) —基本料金、昼間— 】 (1割負担の場合)

	30分未満	30分～1時間
身体介護	244円	387円

	20分以上45分未満	45分以上
生活援助	179円	220円

【 料金表 (介護予防型訪問サービス) —基本料金、昼間— 】 (1割負担の場合)

要支援1・2事業対象者	週1回程度	月に3回までは	1回あたり287円
		月に3回超(4回以上)	1ヶ月で1,176円
要支援1・2事業対象者	週2回程度	月に7回まで	1回あたり287円
		月に7回超(8回以上)	1か月で2,349円
要支援2事業対象者	週2回を超える程度	月に11回まで	1回あたり287円
		月に11回超(12回以上)	1ヶ月で3,727円

(1 割負担の場合)

加算	利用料金	加算の内容
初回加算	200円	新規のご利用時、または2か月間、暦月の利用がなく再度サービスを利用する場合
緊急時訪問介護加算	100円	ご利用者やご家族からの要請を受けて、ケアマネージャーと連携を図り、居宅サービス計画にないサービス(身体介護)を行った場合

生活機能向上連携加算	100円	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション実施時に、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が一緒にご利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画の作成を行った場合
------------	------	---

- ※ 上記の料金に特定事業所加算Ⅱを取得している為、10%増の料金となります。
- ※ 基本料金に対して、早朝・夜間帯は25%増となります。
- ※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくご利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。
- ※ 介護職員等処遇改善加算Ⅰを取得しているため、利用料金合計額の24.5%分を頂きます。
- ※ 通院介助時に、待合いの時間など介護保険で算定できない時間が生じた場合、別途事業所の自費契約を結んで頂き、その利用料に基づいて料金を頂きます。

② 交通費

前期2の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域で、公共交通機関を使用する場合は実費を頂きます。

③キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、ご連絡ください。

連絡先 089-951-0007

利用日の前営業日の午後5時30分までにご連絡をいただいた場合	無 料
連絡が遅れた場合またはご連絡をいただかなかった場合	ご負担いただく利用料

- ※ ただし、ご利用者の病変・急な入院・施設入所など、やむを得ない事情による中止の場合にはキャンセル料はいただきません。また、月額報酬の場合もいただきません。

(4) その他

- ① ご利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話および交通費の実費（通院・買い物同行などの際、交通機関を使用した場合）の費用はご利用者のご負担になります。
- ② 料金のお支払い方法
毎月、下旬までに前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払いください。料金をお支払頂いた後に領収書をお渡し致します。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ①ご利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ②事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1週間前までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ①ご利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ②介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ③ご利用者がお亡くなりになった場合。

(4) その他

- ①事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ②ご利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合、またはご利用者およびご家族が事業所や訪問介護員に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 事業所のサービスの特徴など

(1) 運営の方針

- ①訪問介護員は、ご利用者の心身の特徴を踏まえてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護・生活援助・その他の生活全般にわたる援助を心をこめていたします。
- ②サービスの提供方法について、わかりやすく説明し、懇切丁寧にサービスを提供いたします。
- ③ご利用者が不在などのためサービス提供が出来ない場合は、10分間現地にて待機いたします。
*この時間を過ぎてもお客様が不在の場合は、サービスの中止とみなし、キャンセル料を頂くことがあります。また10分以内に開始となる場合には、予定通りのサービス時間帯といたします。
- ④訪問介護員が入浴介助をする場合には、医師の診断やご家族の立会いをお願いすることがありますので、事前に相談をさせていただきます。
- ⑤退職や、時間・曜日変更などの理由で、担当訪問介護員を変更させていただく場合があります。
- ⑥ご利用者より担当訪問介護員の変更の申し出があった場合できるかぎり対応いたしますが、人員の関係などで変更ができない場合があります。

6 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより 主治医・救急隊・親族・民生委員・居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

主治医	氏名 連絡先	
ご家族	氏名 連絡先	
その他	氏名 連絡先	

7 事故発生時の対応方法について

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 サービス内容に関する苦情

①事業所相談・苦情担当

・管理者 …… 上田 洋明 ・電話番号 …… 089-951-0007

・受付日時 …… 月～土 8:30～17:30 *祝日、年末年始等も営業

②事業所以外に区市町村の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

松山市保健福祉部介護保険課 所在地 松山市二番町4丁目7-2
電話番号 089-948-6968
(月～金) 8:30～17:15

愛媛県国民健康保険団体連合会 所在地 松山市高岡町101-1
(介護予防型訪問サービスを除く) 電話番号 089-968-8700
(月～金) 8:30～17:15

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 所在地 松山市持田町三丁目8番15号
電話番号 089-998-3477
(月～金) 9:00～12:00
13:00～16:30

9 事業者の概要

名 称 医療法人 仁勇会
代 表 者 氏 名 井関 康武
所在地・電話番号 松山市古三津3丁目5番5号

定款の目的に定めた事業

要介護者・要支援者の入浴、排泄、食事、病院通院介助
その他の日常生活における介護サービス

10 第三者評価について

第三者評価の有無 なし

1 1 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

令和 年 月 日

事業所は、サービスの提供開始に当たり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 〒791-8067
松山市古三津4丁目625番地
名称 訪問介護ステーション アップル
説明者

私は契約書および本書面により、事業所からサービスについての重要事項の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

代筆者住所 _____

代筆者氏名 _____ (印)

(続柄：ご利用者の)